

(仮称)新宿区自治基本条例骨子案に対するパブリックコメントの実施結果について

- 1 パブリックコメント実施期間 平成22年7月15日(木)から8月11日(水)まで
- 2 実施方法
 - (1)広報しんじゅく7月15日号及び区ホームページで意見を募集し、郵送、ファックス、電子メール、企画政策課窓口持参で意見を受付。
 - (2)牛込筆筈、戸塚、四谷の各地域センターで地域懇談会を行い、条例骨子案の説明を行い、質問や意見を聴取。
- 3 パブリックコメント実施期間の意見等の件数
 - (1)意見の件数 30件
 - (2)意見提出者数 10人
 - (3)意見の内訳(複数の分類で重複して計上するもの有)
 - 条例の目的に関するもの 1件
 - 条例の基本理念に関するもの 1件
 - 条例の位置付けに関するもの 2件
 - 用語の定義に関するもの 8件
 - 区民の権利に関するもの 4件
 - 区民の責務に関するもの 3件
 - 議会の設置に関するもの 4件
 - 区長の役割と責務に関するもの 4件
 - 区の行政機関の役割と責務に関するもの 1件
 - 職員の責務に関するもの 1件
 - 住民投票に関するもの 1件
 - 地域自治に関するもの 1件
 - その他、住民の意見聴取などに関するもの 4件

(仮称)自治基本条例骨子案に対するパブリック・コメント

	骨子案の項目	意見・質問	回答
1	条例の基本理念	<p>1条例の目的(2)(1)の説明文について 新宿区創設の当初ではなく、何故いま、自治基本条例を制定する必要があるのか、不文法であったものを成文化したものなのかの説明が足りない。</p> <p>2条例の基本理念 (1)骨子案基本理念 ・「人権の尊重」を「基本的人権の尊重」にすべき ・「新宿区は人権を尊重し、」を「基本的人権を尊重し、」にすべき ・「ひとりひとりを大切にする区政を行う。」を「ひとりひとりを大切に、おもいやりのある区政を行う。」にすべき 市民主権 ・「区民が主人公」を「区民が主体」にすべき</p>	<p>1自治基本条例制定の必要性について、説明文に加えしました。</p> <p>2(1) 人権は、人間が人間として、生まれながらに持っている権利です。新宿区の自治のあり方を定める本条例の制定にあたって、新宿区はこの人権を尊重し、ひとりひとりを大切にすることを改めて規定するものです。ご質問の「おもいやりのある区政」については、「ひとりひとりを大切にする区政」の中にその考え方が含まれています。議会でも、行政でもなく、区民が中心となった自治の実現を図るため、条例素案では「区民が主人公」を「区民が主役」に変更しました。</p>
2	条例の目的	<p>1条例の目的(2)(1)の説明文について 指摘箇所「これは、基本的人権が、憲法で定めてから、はじめて認められるということではなく、元来、基本的人権はあるということと同様の趣旨です」これはおかしい。憲法第11条を基本とすべきであり、これでは、日本国の最高法規である日本国憲法と同等の扱いになり法治国家の基本がゆがめられる。</p>	<p>人権は、人間が人間として、生まれながらに持っている権利です。憲法で定められてから、はじめて認められるということではなく、元来あるということです。 自治の基本理念について、このことと同様ということを記載したものです。</p>
3	条例の位置付け	<p>制定、改廃のみならず既存の条例にも遡及すべきである。</p>	<p>既存の条例が本条例の本旨にそわない場合、整合を図ります。</p>
4	用語の定義	<p>(区民の定義) <u>新宿区に住所を有する者(A)</u>に、<u>新宿区で働く者(B)</u>、<u>学ぶ者(C)</u>、<u>活動する者(D)</u>及び<u>活動する団体(E)</u>を加えた者をいう。 B、C、Dは年齢は問わないのか。Eは「合法的に活動する団体」とすべきである。</p>	<p>本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例です。新宿区の自治を推進するためには新宿区に関わるすべての主体の参加を得ることが大切であり、働く者、学ぶ者、活動する者の年齢は問いません。また、団体に限りませんが、「合法的」であることは、自明のことと考えています。</p>
5	区民の権利	<p>区民は、自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。 上記No.4(区民の定義)に記述したB、C、D、Eは生涯区民とは限らない。住民にするか、削除すべきである。</p>	<p>新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者、活動する団体が新宿区を離れば条例で定義するところの「区民」でなくなります。反対に新宿区で生活したり活動する限りは、区民となりますのでその間について「学ぶ権利」を有することを規定しています。</p>

	骨子案の項目	意見・質問	回答
6	区民の権利	<p>説明文(3)その他の記載について ここで「区民」という表現を使うのは住民を愚弄している。考え方を再度検討してほしい。また、新宿区内で学んでいるものが、生涯、新宿区で学ぶと考えるのは無理がある。</p>	<p>説明文中、「自治の担い手としての区民」との表現については、議論を尽くした結果です。「住所を有する者」である住民の権利が固有のものであることは勿論のことです。しかし今日では、新宿のまちづくりや区政運営は、新宿区で活動する方々や団体の協力が不可欠です。様々な立場の人々が力を集めて新宿のまちをつかっていこうという思いを表現したものが今回の「区民」なのです。勿論そこには責務が伴うのは当然であり、その規定も入れています。</p> <p>また、「生涯にわたり学ぶ権利を有する」に係る対象は、当然区民です。区民の定義では、現に新宿区に住所を有する者並びに新宿区で学ぶ者、活動する者、活動する団体と規定していることから、新宿区を離れば条例で定義するところの「区民」ではなくなります。区民の権利の規定は、新宿区で生活したり活動する間について「学ぶ権利」を有することを規定しているものです。</p>
7	議会の設置	<p>区に区民の代表機関として議会をおく。 住民以外の区民は区議会議員になれないので、この表現は再考を要する。(例)区に住民の代表機関として、議会を置く。 例えば、渋谷区に住民票があり、新宿区の大学で勉強している者は、2つの同次元の特別区の代表機関である議会のもとで生活することになる。これこそ二重区民である。不条理であると考えるのは私だけであろうか。</p>	<p>本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例です。区議会議員は選挙権を有する新宿区の住民によって、選挙で選ばれています。一方、新宿区の自治や新宿区の将来の姿を考える際には、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体との連携が欠かせません。また、様々な主体も、新宿区のことについて、自主的に、積極的に、住民、議会、区と関わる必要があるとの考えからこのような表現としました。</p>
8	議会の設置	<p>1議会の設置(2)-(1)の説明 また、ここでいう「区民の代表機関」とは、この自治基本条例は理念的な条例であることから、住民に限定せず、区民の意思を代表する機関として象徴的に捉えています。この表現は地方自治法を逸脱したものであり、受け入れられない。</p>	<p>本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例です。区議会議員は選挙権を有する新宿区の住民によって、選挙で選ばれています。一方、新宿区の自治や新宿区の将来の姿を考える際には、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体との連携が欠かせません。また、様々な主体も、新宿区のことについて、自主的に、積極的に、住民、議会、区と関わる必要があるとの考えからこのような表現としました。</p>
9	区長の設置と役割	<p>区長は、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行わなければならない。 選挙権があるのは新宿区の住民だけである。「住民」にすべきである。</p>	<p>区長は、選挙に基づき選ばれますが、その職責や行動は、未成年者などの選挙権の無い住民をはじめ、新宿区で活動する者等、その他の区民にとっても大きな関わりがあります。そのため区長は、有権者はもちろん、これらの区民の生活実態や期待、要望などを踏まえて区政運営を行うことを規定しています。</p>

	骨子案の項目	意見・質問	回答
10	区長の設置と役割	<p>1区長の設置と役割</p> <p>区長の役割としては、区長は、選任された結果として、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うということを規定しました。「選任」の意味をどう解釈しているのいるのか。</p> <p>以下、広辞苑第六版から。 『ある人を選んでその任に就かせること。〔例〕「委員会を選任する」というように使う』</p> <p>ここで言う「選ぶ」とは住民による「選挙」ではない。</p> <p>昭和27年、地方自治法の改正により、区長は公選制から都知事の同意を得て区議会が選任する議会選任制に改められた。</p> <p>昭和50年、地方自治法の改正により、区長は再び公選制となった。説明文が説明になっていないのである。訳が分からなくなるような説明はしない方がよい。</p>	<p>ご指摘のように意味がわかりにくい点を考慮しまして、「選任」を「選出」に修正しました。</p>
11	用語の定義	<p>(区民の定義)</p> <p>新宿区に住所を有する者に、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を加えた者をいう。区民を「区民」と「準区民」に分類して定義する。この前のページ、このページ、後のページも「区民」を「区民及び準区民」と表現すべき箇所が多い。</p> <p>(区民の定義)新宿区に住所を有する者。 (準区民の定義)新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び合法的に活動する団体を加えた者。</p>	<p>新宿区の自治や地域の課題解決のためには、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体が担い手となることが欠かせません。本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことから、区民の定義をしたもので、区民と準区民というような区別をする考えはありません。</p>
12	用語の定義	<p>4用語の定義(2)(1)説明</p> <p>住民でない者を区民とすることについては、多くの時間をかけて議論したところですが、新宿区の自治を推進するためには、新宿区に関わるすべての主体の参加を得ることが大切なことから、本状例における区民の定義をこのようにしました。</p> <p>「住所を有する者に、働き、学ぶ、活動する者及び活動する団体を加えた者」</p> <p>、 再考、再検討を要する。純粹新宿区民としては受け入れられない。</p>	<p>新宿区の自治や地域の課題解決のためには、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体が担い手となることが欠かせません。本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことを踏まえて、区民の定義をしたものです。</p>
13	その他	<p>根幹である部分がまだまだ検討中とのことだが、理想は高くても良いので共感の持てる民意を反映した条例になることを心から希望する。</p> <p>時間と税金を有効に使ってほしい。</p>	<p>自治基本条例の検討にあたって、新宿区では全国で初めて、そして今でもただ1カ所だと思えますが、区民と議会と行政が最初から同じテーブルについて議論を進めるというやり方をとってきました。このやり方の良さは、それぞれの立場の違いがわかり、それがわかった上で歩み寄るという、討議の基本に沿った結果を得られるということです。このほかにも、区民の皆さまの参加として、無作為抽出の区民討議会、区民アンケート、地域懇談会、パブリックコメント制度を実施し、幅広くご意見をいただいています。こうしたご意見を反映し、より良い条例としてまいります。</p>

	骨子案の項目	意見・質問	回答
14	用語の定義	「区民の定義」について今しっかりと議論しないと様々な問題が起こると思う。「区民の定義」は非常に重要なので再度検討して素案を作成してほしい。	区民の定義については、多くの時間をかけて議論してきました。新宿区の自治や地域の課題解決のためには、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体が担い手となることが欠かせません。本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことを踏まえて、区民の定義をしたものです。
15	区長の設置と役割	区長は、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行わなければならない。信託という熟語を使うのは日本語として理解できない。	区長は、重い職責を持ち、その言動は住民をはじめ新宿区で活動する者など、多くの区民に多大なる影響を与えます。多くの区民は、様々なかたちで区政に関わりを持ち、その責任者である区長には、最善の区政運営を期待していると言っても過言ではありません。そのため区長は、これらの区民の生活実態や期待、要望などを踏まえて区政運営を行うことを規定しています。
16	用語の定義	「(仮称)新宿区自治基本条例」の違憲性について 本条例案は、区民を自治の担い手とし、区長及び議会は区民の代表機関とすることとしているところ、ここでいう「区民」は、住民に加えて新宿区で働く者、学ぶもの、活動するもの及び活動する団体とし、区長及び議会は、この「区民」の代表とすることとしている。 しかしながら、地方自治を定める日本国憲法第8章は、地方自治の担い手・主体は住民であるとして、住民がその長及び議員等を直接選出、更には当該団体にのみ適用される法律は住民の直接投票によりその意思を確かめることも規定されている。	本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例です。新宿区長及び新宿区議会議員が選挙権を有する新宿区の住民によって、選挙で選ばれていることはご意見のとおりです。一方、新宿区の自治や新宿区の将来の姿を考える際には、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体との連携が欠かせません。また、様々な主体も、新宿区のことについて、自主的に、積極的に、住民、議会、区と関わる必要があるとの考えからこのような表現としたものであり、住民の権利を制限したり、侵害したりするものではありません。
	議会の設置	この憲法の規定は、明らかに、地方自治は其の住民の代表者により、其の住民の意志によって運営されるべきものであり、地方自治体の長及び議会は、「住民」の代表であり、地方自治体の長及び議会は、その住民の意思を基に地方自治を行っていくべきことを宣言しているものである。 そしてこの考え方は、これまでの幾多の判例において、また憲法学者の見解において地方自治の諸問題を考察する場合の当然の解釈として、全く異論のない確定したものとなっている。	
	区長の設置と役割	本条例案は、住民以外の新宿区で働く者等を地方自治の担い手であるとし、地方自治体の長及び議会将を住民以外を含む「区民」を代表すると規定することによって、明らかに、日本国憲法の上記規定に真向から反し、憲法で保障された住民の地方自治にかかる憲法上の権利を制限・侵害するものとなっている。 本条項は、即刻廃案にすることとされたい。	

	骨子案の項目	意見・質問	回答
17	その他	<p>本条例案にかかる住民意見の聴取について 本条例案は、上記のごとく憲法違反の規定に違反するばかりか、ただ一度の住民説明会を開催するだけで立法化しようとしている。 地方自治の主体を誰にするかは、上記憲法の規定をしばらく置くとしても、地方自治の仕組みの最も重要な部分であり、これまでの新宿区の地方自治の主体者であった「住民」の更なる討議と承諾が必要である。 私は説明会に出席して初めてその内容を知り、驚愕している。この条例案は再度全住民に資料を配布し、その上で、さらなる住民説明会等を数多く開催し、住民の意思を確かめるべきである。 地方自治の唯一の担い手たる「住民」として、その様に要求する。</p>	<p>自治基本条例の検討にあたり、新宿区では全国で初めて、そして今でもただ1カ所だと思いますが、区民と議会と行政が最初から同じテーブルについて議論を進めるというやり方をとってきました。このやり方の良さは、それぞれの立場の違いがわかり、それがわかった上で歩み寄るという、討議の基本に沿った結果を得られるということです。このほかにも、区民の皆さまの参加として、無作為抽出の区民討議会、区民アンケート、地域懇談会、パブリックコメント制度を実施し、幅広くご意見をいただいています。こうしたご意見を反映し、より良い条例としてまいります。</p>
18	住民投票	<p>住民の直接投票の要求について 本条例は、上記記載のごとく他の自治体の自治の基本的枠組みと大きく異なり、新宿区独特のものとなる。しかも今後の住民の権利に大きく影響を与える。 したがって憲法第95条の趣旨に基づき、新宿区に直接投票制度が存在しないならば直接投票制度をまず整備し、その上で、住民の直接投票を実施するよう、要求する。</p>	<p>直接投票(住民投票)の制度については、自治基本条例において基本的な枠組みを決め、その他の部分については別条例で規定します。</p>
19	用語の定義	<p>タイトルが、みんなで考えよう云々と謳っているのに、随分少数人数で骨子案を作り上げた感がある。それと検討会の時間が短すぎる。もっと真剣に、議論を重ねていくべきだ。区民の定義からして、不満足である。 主権が区民と言う割に、作成に当たってもっと多くの区民に周知徹底させてから、検討会を行う必要がある。 普段から行政が区民の方を向いて仕事をしていれば、こんな事は書かないで済む筈である。</p>	<p>区民の定義については、多くの時間をかけて議論してきました。新宿区の自治や地域の課題解決のためには、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体が担い手となることが欠かせません。本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことを踏まえて、区民の定義をしたものです。 自治基本条例の検討については、新宿区では全国で初めて、そして今でもただ1カ所だと思いますが、区民と議会と行政が最初から同じテーブルについて議論を進めるというやり方をとってきました。このやり方の良さは、それぞれの立場の違いがわかり、それがわかった上で歩み寄るという、討議の基本に沿った結果を得られるということです。このほかにも、区民の皆さまの参加として、無作為抽出の区民討議会、区民アンケート、地域懇談会、パブリックコメント制度を実施し、幅広くご意見をいただいています。こうしたご意見を反映し、より良い条例としてまいります。</p>
	その他		

	骨子案の項目	意見・質問	回答
20	区民の権利	<p>条例案では新宿区の住民以外に「加えた者」を含め「区民」という用語を使うとしているがその場合は「住所を有する者」と「加えた者」の扱い区分けを権利・義務の上で明確にした条例案となるように作っていただきたい。</p> <p>条例案の「住所を有する者」はご承知のように地方自治法・第2章「住民」、第4章「選挙」、第5章「直接請求」など地方自治固有の権利がある一方、条例案の「加えた者」にはこれらの権利はないと判断されます。この点を条例上で明確につらぬいて条文を作ってほしい。そうでないといろいろな困難や誤解が生まれてくると思う。</p>	<p>新宿区の自治や地域の課題解決のためには、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体が担い手となることが欠かせません。本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、いわば「わがまちの憲法」としての位置付けになります。そのため、区民の権利・義務については、基本的な方向性を指し示す内容で規定し、具体的内容や住所を有する者とその他の者との差異などを規定するものではありません</p>
	区民の責務		
21	議会の設置	<p>「議会の設置」(案文7頁)で議会を「区民の代表機関」としているのは「住民の代表機関」の誤りではないでしょうか。この「説明」では「区民代表機関」とは「この自治基本条例は理念的な条例であることから、住民に限定せず・・・象徴的に捉えています」とありますが「理念的」であるからこそ、「象徴的」ではなくあいまいにせず、厳密にしておくべきだと思う。</p>	<p>本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例です。区議会議員は選挙権を有する新宿区の住民によって、選挙で選ばれています。一方、新宿区の自治や新宿区の将来の姿を考える際には、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体との連携が欠かせません。また、様々な主体も、新宿区のことについて、自主的に、積極的に、住民、議会、区と関わる必要があるとの考えからこのような表現としました。</p>
22	用語の定義	<p>区民の範囲を新宿区基本構想とも重なる定義とのご説明だが、基本といえども「条例」である以上、「構想・計画」よりも明確な規定が求められる。</p>	<p>新宿区の自治や地域の課題解決のためには、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体が担い手となることが欠かせません。本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことを踏まえて、区民の定義をしたものです。</p>
23	区民の権利	<p>区民の範囲を総括的にとらえることは、それなりに意味があると認めるが、それだけに、特に活動する企業やNPO等の「団体」加えるとした場合、「区民の責務」の項が特に重要となる、ここに「多くの意味合いを込めました」とするご説明では、その団体が責任をとれるのか、取ってくれるのかということで、後々問題を生ずる懸念があるのではないかと。</p> <p>区民討議実施報告書でこれまでの経過も拝見したが、この点で、私も区民に不測の不利益が生じないように議会等においても検討いただき、区政の適正なる運営をお願いしたい。</p>	<p>区民の定義の対象になる「団体」が関わる区政の取組み等については、ご懸念の主旨を踏まえて今後とも適正な運営を実施していきます。</p>
	区民の責務		

	骨子案の項目	意見・質問	回答
24	その他	<p>私が住むまちの現在と未来を考え提言したい。具体的には「大久保1,2,3丁目、百人町1,2丁目を中心にその周辺地域」についてだが、新宿区全域に及ぶ問題であると思う。</p> <p>「まちが汚い!」こんな「都市 街 まち」は未来に継承できない。特に新大久保～大久保界隈にかけての街の汚さ、心地悪さについて憤りを思う日々の体験から、</p> <p>「美の基準」と「街のマナー」の条例制定</p> <p>「自然と共生する都市 - 街」の基準づくりの条例化を提言したい。</p> <p>私は一市民として、自分たちの住む都市 - 街 - まちを美しく心地よいものしていきたいと強く願っており、心ある多くの方とともに進んでいきたい。</p>	<p>新宿区は、多くの人々が住み、働き、学び、活動するまちです。そうした多くの人々が地域に愛着を持ち、地域をより良くするためには何が必要かを考え、その実現に向けて自発的に行動すること、地域づくりを愉しむことが、これからの新宿区の自治にとって、とても大切なことです。自治基本条例は、「地域のことを誰が、どうやって決めるのか」ということについて、新宿区の自治の基本理念に基づいて、区政運営の原則及び区民、区議会、区長の責務等を定め、さらなる自治の実現を図ることを目的としています。</p> <p>ご提案の新しい条例の制定などについては、別の機会でも検討することとしますが、ご提案の趣旨を踏まえ、これからの新宿区の自治や地域の課題解決のため、様々な主体と連携してまいります。</p>
25	条例の位置付け	<p>自治基本条例は国の憲法に相当します。従って表現は明確にすることが望ましい。基本理念 市民主権は国民主権に相当する。市民という曖昧な又工的表現ではなく住民主権とすべきである。地域の諸問題は地域住民の多数意見で決めるということである。なお、区民主権の考えもあるようだが、この場合、区民の定義中の活動する団体をどのように考えるのか。</p>	<p>骨子案の基本理念 市民主権は、住民が本来持っている民主主義の権利として、また、区民と限定せず全世界共通の言葉として、大きな意味でとらえて表現しようとしたものですが、様々な機会にいただいたご意見等を反映し、より良い条例としてまいります。</p>
26	用語の定義	<p>区民の定義について、住民以外は準区民としたらいいのではないのか。投票権との矛盾をなくせと思う。</p>	<p>新宿区の自治や地域の課題解決のためには、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体が担い手となることが欠かせません。本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことから、区民の定義をしたもので、住民以外は準区民とするという考えはありません。また、区民の定義と選挙や住民投票における投票権とは矛盾しないものと考えています。</p>
27	区民の責務	<p>区民の責務に発言と行動を加えたらどうか。</p>	<p>検討の過程においてもご意見があるように「発言と行動に責任を持ち」の文言を加えるべきか議論がありました。</p> <p>しかし、骨子案にある「良好な地域社会の創出に努める」という文言の中には、「発言と行動に責任を持ち」という意味・内容は区民の様々な行動を含めて包括的に既に入っているとの考えから原案としました。</p>
28	職員の責務	<p>職員の責務に区民の生活状況、意見を広く把握することを入れてほしい。</p>	<p>職員の責務としては、「最も身近な地方政府の一員であることを自覚する」ことを規定するとともに、区の行政機関の役割と責務においても組織として「区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもとに職務を執行する」としています。職員には、新宿区という組織の一員として区民が求める要望・意見を的確に把握し、区政に反映させることを当然の義務として規定しています。</p>

	骨子案の項目	意見・質問	回答
29	区の行政機関の役割と責務	行政機関の役割 効果的かつ効率的な公共サービスの「効果的かつ効率的」を「適切な」に変えてほしい。「効果的かつ効率的」では弱者に厳しくなる可能性がある。	「効果的かつ効率的」が意味しているところは、効果と効率性のどちらも重要な要素として公共サービスを提供することを位置づけたものです。決して効率性を求めた結果、弱者に厳しいものであったりサービスの質をおろそかにしていいというものではありません。しかし、条例素案に「公正・公平な視点に立ち」の文言を付加え、ご意見の主旨を反映しました。
30	地域自治	住民自治組織に町会、商店会、マンション自治会などをどう位置付けるのが明確ではない。課題別の自治組織にも言及すべきではないか。文化的な活動、環境保全活動など...	住民自治組織(地域自治組織)の制度については、自治基本条例において基本的な枠組みを決め、その他の部分については別条例で規定します。